

地震、台風、集中豪雨、土砂災害 もう一度確認！「災害への備え」

台風や豪雨など、災害はいつ、どこで起こるか分かりません。今年3月には、新燃岳が7年ぶりとなる爆発的噴火を起こし、大きな不安をもたらしました。

いざという時に落ち着いて行動できるためにも、テレビやラジオ、インターネットを使った情報収集、非常時の持ち出し品の備蓄、災害に関する問い合わせ先など、家族みんなで把握しておきましょう。

◎問い合わせ 危機管理課 ☎23-2129

早めの情報収集が鍵

これから梅雨や台風など雨の多い時期を迎えます。日頃から、テレビやラジオ、インターネットなどから気象に関する情報を入手できるようにしておきましょう。

なお、自然災害が予測される時は、防災行政無線や広報車、ホームページおよびフェイスブックで防災情報をお知らせします。

また、宮崎県防災・防犯情報メール配信サービス、緊急防災メール、BTVケーブルテレビ、シティFM都城などでも、皆さんを守るための情報をお知らせしています。

避難するときの心掛け

避難時は動きやすい服装で、1人での行動は避け、できるだけ2人以上で行動しましょう。

また、風水害など1晩程度の一時的な避難の場合、3食分の食料や毛布、タオルを持参してください。

市の指定避難所は、市ホームページや総合防災マップで確認できます。自宅や職場、学校などからの避難経路と併せて確認しておきましょう。



総合防災マップを 活用しましょう！



市では、自助と共助による防災力を高めるため、昨年4月に総合防災マップを作成しました。総合防災マップには、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険箇所と、避難所や救急告示病院など災害時の拠点施設を掲載。その他、避難時に必要な持ち出し品の紹介など、防災の基礎知識や役立つ情報が満載です。

昨年4月に自治公民館を通じて配布していますが、入手がまだの人や紛失した人、転入した人などに対しては、危機管理課や各総合支所地域振興課、各地区市民センター、各地区公民館で配布しています。

総合防災マップを活用して、災害に備えましょう。

インタビュー



早めの 情報収集に お役立てください

危機管理課
園田 徳二 防災専門員

皆さんは、災害時にスマートフォンなどを使って、情報を収集することも多いのではないのでしょうか。県が開設しているホームページ「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」では、大淀川沿線を中心に設置している雨量観測地点18箇所と河川水位観測地点11箇所の情報をリアルタイムで提供しています。

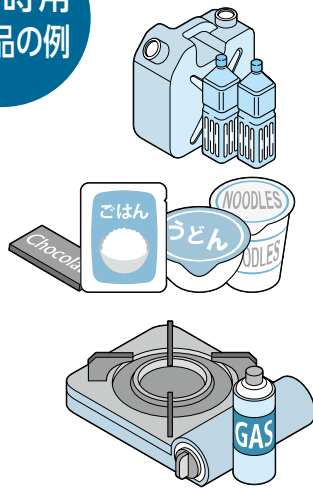
雨量の状況はもちろん、河川の水位現況を紹介するページでは、「氾濫危険水位まではあとどれくらいか」などの情報を的確に把握できます。これから、雨の多い時期を迎えます。情報収集の手段の一つとしてお役立てください。



◎非常時持ち出し品の準備はできていますか

備蓄は3日分が基本です。準備は万全かチェック☑してみましょう。

非常時 備蓄品の例



飲料水

- ペットボトルなどの飲料水(1人1日3リットルが目安)
- 貯水した防災タンクなど

非常食品

- 米(缶詰・レトルト・アルファ米も便利)
- 缶詰・レトルト食品 梅干し・調味料など
- カップ麺・チョコレート・飴(菓子類など)

燃料

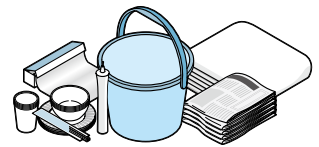
- 卓上コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料

工具類

- スコップ
- のこぎり
- パール
- ペンチ
- ジャッキ
- ロープ

その他

- 生活用水(風呂などに貯水)
- 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプー
- 調理器具(鍋・やかんなど)
- バケツ・各種アウトドア用品など
- 皿・コップ・箸
- ラップ・アルミホイル・キッチンペーパー・缶切りなど
- 簡易トイレ
- ろうそく・新聞紙・段ボール・布製ガムテープ・ライター・マッチ
- スリッパ・長靴
- ほうき・ちりとり



◎災害時の連絡先 ◆消防・救急は119番 ◆警察は110番

◆道路の被害 維持管理課 ☎23-2752	◆田畑の土砂崩れに関する事 農村整備課 ☎23-2981
◆停電に関する事 (株)九州電力都城営業所 ☎0120-986-705	◆浸水家屋の消毒に関する事 環境政策課 ☎23-2130
◆水道の断水に関する事 上下水道局 ☎23-4510	◆災害全般・災害救助資金融資制度に関する事 危機管理課 ☎23-2129
◆避難所に関する事 コミュニティ文化課 ☎23-7146	◆り災証明に関する事 危機管理課 ☎23-2129
◆側溝・排水路などの氾濫に関する事 維持管理課 ☎23-2752	

自力での 避難が 難しい皆さんへ (避難行動要支援者)

自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人は、避難情報の伝達や避難場所への誘導などの支援が必要です。

市では、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成。自治公民館や消防団、民生委員・児童委員など避難支援等関係者と地域の支え合いにより支援する仕組みづくりを進めています。

◎問い合わせ

福祉課 ☎23-2980

避難行動要支援の 対象となる人

- 一人暮らしの65歳以上の人
- 75歳以上のみの世帯
- 要介護度3以上の認定を受けている人
- 身体障害者手帳1・2級の人
- 療育手帳の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 難病患者の医療受給者証の交付を受けている人
- その他、災害時に自ら避難することが困難で、家族の支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない在宅の人で登録を申し出た人

名簿登録の方法

- ①事前の調査により支援が必要と思われる人に、「名簿登録調査票」を5月末までに送付しています
- ②必要事項を記入し、返送してください

【留意事項】

- 調査票が届いた人で、登録を希望しない場合は「名簿情報提供拒否申出」を必ず提出ください
- 調査票が届かなかった人も登録できます
- 名簿に登録されたことで、災害時の支援が保障されるものではありません





市役所の窓口が より分かりやすく居心地の良い空間に

市役所の窓口を、市民の皆さんの視点に立った窓口ヘリニューアルし、5月7日に完成セレモニーを行いました。今回はリニューアルの内容を紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-7161

インタビュー



おもてなしガイド
えいどめ あずみ
栄留 杏美さん

おもてなしガイドは、来庁者に寄り添う接客を心掛けています。今までは、総合案内で来庁者の必要とすることを聞き取り、担当部署を案内していました。今回、おもてなしガイドが新設されたことで、担当部署まで誘導したり、体が不自由な人のサポートをしたりすることが可能となり、より丁寧な接客ができるようになりました。

笑顔で明るいおもてなしを心掛けていきますので、気軽に声を掛けてください。おもてなしガイド一同、皆さんの来庁をお待ちしています。



分かりやすく居心地の良い空間
案内表示を部署ごとに色分けし、目的の窓口が分かりやすくなりました。また、座り心地の良いイスなどを導入しました。



おもてなしの心で案内
総合案内などでは、5人の「おもてなしガイド」が、笑顔で市民の皆さんを案内しています。

順番が明確になった窓口

市民課、保険年金課の待合フロアに、番号発券機を設置。待ち時間の予測がしやすくなりました。



番号発券機

難聴者などに配慮した案内

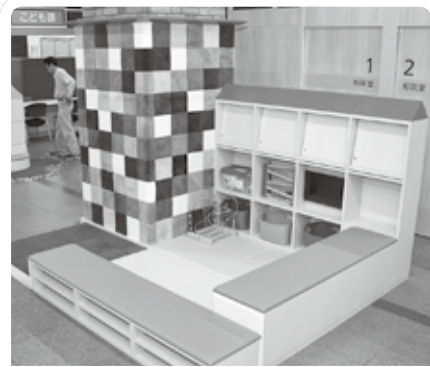
難聴者や高齢者にも聞こえやすいスピーカーを設置。遠くにおいてもはっきり聞こえます。



難聴者対応スピーカー

子ども連れに優しい空間

子どもと一緒にでも、安心して用事を済ませられます。



キッズスペース



絵本コーナー



授乳室

プライバシーに配慮した空間

相談室の一部に消音システムを導入。周りを気にせず、安心して相談できます。



相談室



パーティション

おもてなしとPRの空間

来庁者を出迎え、市のPRをするウエルカムボードを設置しました。



ウエルカムボード

快適なインターネット接続

1階待合にWiFiを^{ワイファイ}設置。待ち時間を快適に過ごせます。

本館レイアウト変更のお知らせ

平成30年度の新しい組織体制に合わせ、市役所本館にある課の配置も変わりました。新設された課、および場所を移動した課をお知らせします。

- 【1階】 福祉課（高齢福祉担当）の場所を移動
- 【2階】 健康課を1階から移動
- 【3階】 管財課、契約課の場所を移動
- 【4階】 スポーツ施設整備推進室を西側に新設。財政課を3階から、監査委員事務局を5階から移動
- 【5階】 ふるさと産業推進局を東側に新設。環境政策課を2階から、森林保全課と環境施設課を4階から移動
- 【地下1階】 市民課（マイナンバー分室）を7階から移動。

※都城市保健センターは、中心市街地中核施設 Mallmall へ移動しました。南別館は変更ありません

平成31年度

市民税・県民税の主な改正内容

税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除が見直され、平成31年度分以降の個人住民税（所得税では平成30年分以降）から適用されます。今回は、改正内容を詳しく紹介します。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

改正前（現行制度の概要）

配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が38万円以下のとき、その配偶者を有する納税者本人の所得金額から33万円を控除するものでした。

また、配偶者特別控除は、合計所得金額が1千万円以下の納税者について、配偶者の合計所得が38万円超76万円未満である場合、配偶者の所得に応じて、33万円から3万円の範囲で段階的に控除するものでした。

改正後

①納税者本人の所得制限の創設

納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合、その額に応じて配偶者控除または配偶者特別控除額が減少し、納税者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合には、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

②納税者本人の受ける配偶者特別控除の変更

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、123万円に引き上げられます。

控除額については、「改正後の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表」を確認ください。

●留意点

配偶者や親族が、納税者の扶養となる場合の所得要件（合計所得金額38万円以下）に変更はありません。また、改正後もこれまで通り配偶者の給与収入が93万円（合計所得金額28万円）を超えた場合、配偶者も住民税の課税対象となる場合があります。

※扶養については、社会保険への加入条件や勤務先の扶養手当などは異なりますので、勤務先に確認ください。



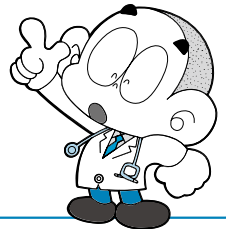
改正後の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表

区分	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与などの収入金額)						【参考】 配偶者の収入が給与所得のみの場合の配偶者の給与などの収入金額
			900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)		
			住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
配偶者控除	38万円以下	一般	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	103万円以下
		老人 ※70歳以上	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円	
配偶者特別控除	～85万円		33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	～1,500,000円
	～90万円		33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円	～1,550,000円
	～95万円		31万円		21万円		11万円		～1,600,000円
	～100万円		26万円		18万円		9万円		～1,667,999円
	～105万円		21万円		14万円		7万円		～1,751,999円
	～110万円		16万円		11万円		6万円		～1,831,999円
	～115万円		11万円		8万円		4万円		～1,903,999円
	～120万円		6万円		4万円		2万円		～1,971,999円
	～123万円		3万円		2万円		1万円		～2,015,999円
123万円超		なし		なし		なし		2,016,000円～	

6月4日(月)～10日(日)は

歯と口の健康週間です

健康な生活を送るために欠かせない歯を守るためには、乳幼児期から親子でむし歯予防を始めることが大切です。この機会に、家族で歯と口の健康を考えてみませんか。



◎問い合わせ 都城市保健センター ☎36-5661

高い幼児のむし歯保有率

本市の平成27年度の3歳児一人当たりのむし歯の本数は、0.95本(全国平均0.58本)、むし歯のある子の割合は、24.4%(全国平均17.0%)と高い状況です。

虫歯を予防するために

虫歯の主な原因は「甘い食べ物」「虫歯菌」「質の弱い歯」の3つ。それぞれが時間の経過と共に重なり合くと虫歯になります。

●規則正しい食生活

バランスのとれた食事を心掛け、間食の「だらだら食べ」を止め、食べる時間を決めましょう。

●歯磨き

毎日の歯磨きで虫歯菌を取り除きましょう。また、歯科医院で正しいブラッシング指導を受けましょう。



フッ化物で強い歯!

フッ化物は、歯の表面を強くし、虫歯菌の働きを弱める効果があります。フッ化物の塗布や洗口をした後、フッ化物配合の歯磨き剤を利用したりして、虫歯を予防しましょう。

●市の取り組み

フッ化物洗口を継続して行くと、より高い効果が期待できます。市では、フッ化物洗口を希望する保育所や幼稚園などに対し、その費用の一部を補助し、乳幼児の虫歯予防に取り組んでいます。

※フッ化物利用については、専門家の指導が必要です。詳しくは、歯科医院に相談ください



6月23日(土)～29日(金)は
男女共同参画週間

男女が個性と能力を 発揮できる社会を目指して

平成30年3月に、男女共同参画を実現するため、その基本的方向性を指針した「第3次男女共同参画計画」を策定しました。

今後、価値観の多様化などにも対応しながら、男女共同参画社会づくりを推進していきます。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎23-2121

男女共同参画計画の策定

●計画期間 2018年度～2022年度

●基本目標

- ①男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革
- ②あらゆる分野における男女共同参画の推進
- ③誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
- ④国際理解の促進および男女共同参画推進体制の整備強化

※詳しい情報は、市ホームページで確認できます



女性活躍推進講演会(無料)

男女が、職場や地域、家庭などで、個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、一人一人が自らの問題として取り組むことが必要です。

男女共同参画週間に併せ、講演会を開催します。仕事と子育て、介護の両立に興味のある人は、この機会に、ぜひ、参加ください。

●日時 6月30日(土) 13時～

●場所 総合文化ホール

●講師 渥美 由喜さん

(株)東レ経営研究所所属

●内容 いきいきと「仕事」と「子育て」「介護」を乗り越える

※要申し込み

●申込 コミュニティ文化課

☎23-2121

一人で悩まず相談ください

女性が抱えるさまざまな悩みの相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。詳しくは、22ページを確認ください。

